

令和7年度 第38号  
セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入に関する  
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

窓口証明書手数料の収納業務において、利用者の利便性の向上および集計や金銭管理等の事務効率化を図るため、セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末を導入する。

また、導入にあたり最も優れた業者を選定することを目的に、公募型プロポーザルを実施し、この要領に必要な事項を定める。

2 業務概要

- |              |                                                   |
|--------------|---------------------------------------------------|
| (1) 業務委託等の名称 | 令和7年度 第38号<br>セミセルフレジおよびキャッシュレス決済端末導入             |
| (2) 業務委託等の内容 | 別紙「令和7年度 第38号 セミセルフレジおよびキャッシュレス決済<br>端末導入仕様書」のとおり |
| (3) 業務期間     | 契約締結後5日以内 から 令和8年3月31日まで<br>機材納入期限：令和7年9月30日      |

3 見積上限額

3,319,800円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

なお、見積り上限額の内訳は下記の通り。

「その他保守料、システム利用料」は令和7年10月～令和8年3月の6か月間で計上。

（内訳）

機器購入費および設置・設定費 3,092,100円（消費税及び地方消費税額を含む）

その他保守料、システム利用料 227,700円（消費税及び地方消費税額を含む）

上記の金額は、提案内容にかかる業務規模を示すものであって予定価格ではない。なお、見積上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4 実施形式

本プロポーザルは、公募型プロポーザル方式とする。

5 予定スケジュール

- |              |                                       |
|--------------|---------------------------------------|
| 令和7年6月 3日（火） | 公募開始                                  |
| 令和7年6月12日（木） | 質問受付期限                                |
| 令和7年6月16日（月） | 質問に対する回答最終日（ <a href="#">ホームページ</a> ） |
| 令和7年6月23日（月） | 参加申込書等の提出期限                           |
| 令和7年7月 2日（水） | プロポーザル参加申込事業者審査結果・通知                  |
| 令和7年7月18日（金） | 企画提案書などの提出期限                          |
| 令和7年7月23日（水） | プレゼンテーション審査（予定）                       |
| 令和7年7月30日（水） | 審査結果通知（予定）                            |

令和7年8月 8日（金） 契約締結（予定）

## 6 参加資格

プロポーザルの参加資格は次のとおりとし、公募開始の日を基準日として全ての要件を満たしていること。なお、最優秀候補者決定までの間に要件を満たさなくなった場合及び虚偽の申告を行った場合は失格とする。

- (1) 甲賀市建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を現に受けていないこと。
- (2) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のア及びイの要件に該当しないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- (5) 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

## 7 関係資料の配布方法 【公募型のみ】

- (1) 甲賀市ホームページからのダウンロードを原則とする。  
URL <http://www.city.koka.lg.jp>
- (2) 掲載期間  
令和7年6月 3日（火） 9時から  
令和7年7月18日（金） 17時まで
- (3) 掲載資料
  - ア プロポーザル実施要領
  - イ 業務仕様書
  - ウ 質問書【様式第1】
  - エ 公募型プロポーザル参加申込書【様式第2】
  - オ 企画提案申込書【様式第3】
  - カ 申込者の概要【様式第4】
  - キ 業務実績調書【様式第5】
  - ク 執行体制調書【様式第6】
  - ケ 価格見積書【様式第7】

## 8 説明会

説明会は実施しない。

## 9 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書【様式第1】により提出すること。  
※ただし送信後は、必ず電話等で送信した旨を伝え、所管課で受信したことを確認すること。
- (2) 提出期限 令和7年6月12日(木) 17時
- (3) 提出先 甲賀市役所 市民環境部市民課  
メールアドレス：[koka10201000@city.koka.lg.jp](mailto:koka10201000@city.koka.lg.jp) 電話番号：0748-69-2137
- (4) 回答方法 ホームページの掲載により回答する。
- (5) 回答期限 令和7年6月16日(月) 17時

## 10 参加申込の手続き

- (1) 提出書類  
本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、仕様書及び甲賀市財務規則等を理解したうえで、次の書類を提出すること。  
ア 公募型プロポーザル参加申込書【様式第2】 1部  
イ 甲賀市入札参加資格者名簿に未登録の場合にあつては、次に掲げる書類 各1部（各証明書については、3か月以内に発行されたもの）
  - ・ 法人にあつては、履歴（又は現在）事項全部証明書の写し
  - ・ 法人でない団体にあつては、代表者の身分証明書の写し
  - ・ 個人にあつては、身分証明書の写し
  - ・ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し
  - ・ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税及び市区町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できるもの。）の写し
- (2) 提出期限 令和7年6月23日(月) 17時
- (3) 提出先 甲賀市役所 市民環境部市民課
- (4) 提出方法  
持参又は郵送に限る。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限日の17時までには到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

## 11 企画提案

- (1) 提出書類  
ア 企画提案申込書【様式第3】 1部  
イ 企画提案書（様式は任意）
  - (ア) 企画提案書には、①企画内容の骨子、②具体的な企画内容、③実施スケジュールを記載する。  
また、「手数料の入金サイクル・入金の流れについて」、「日計レポートのイメージについて」、並びに「2年目～5年目の保守料等のランニングコスト」の内容を必ず組み入れること。
  - (イ) 形式は、A4サイズを基本とするが、必要に応じてA3サイズの折り込みを可とする。また、長辺左または上部綴じとする。
  - (ウ) 頁数は、30頁以内とする。
  - (エ) 提出部数は、正本1部、副本6部とする。

(オ) 副本6部には社名等提案者が特定できるような文言、目印は記載しないこと。ただし、正本には社名を記載すること。

(カ) 高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現とすること。

- ウ 申込者の概要【様式第4】 1部
- エ 業務実績調書【様式第5】 1部
- オ 執行体制調書【様式第6】 1部
- カ 価格見積書【様式第7】 1部

これには、仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費を明記すること。また、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税相当額を除く金額とすること。なお算出根拠とした詳細な見積書を別途添付すること（様式は任意）。

(2) 提出期限 令和7年7月18日（金） 17時

## 1.2 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、プロポーザル審査委員会が審査する。

- (1) 企画提案書等をもとに、設定した基準に基づいて、書類及びプレゼンテーション審査により公正かつ厳正に審査を実施し、受託候補者を1者選定する。
- (2) 審査要領に基づく審査については、選定審査項目について審査を行う。
- (3) 下表の各審査項目について、絶対評価で点数をつける。

（特に優れている、優れている、普通、やや劣る、劣る）

「特に優れている」の評価は、各審査項目について最も優れている企画提案書等にのみつけることができる。

### ○審査項目および評価点

審査項目	配点
提案内容の実現性と有効性	20
提供するサービスの内容、操作性	40
運営保守、セキュリティ	15
類似業務の実績、実施スケジュール	15
経費の妥当性	10
合計	100

### 【経費の妥当性を点数化する際の基準とする算出式】

- ①  $(\text{最も低い見積額} \div \text{当該事業者の見積額}) \times \underline{10\text{点}}$ （小数点以下切り捨て）
- ② ただし、最も低い見積金額との差が2%ごとに、上記算出式による得点から1点を減点する。  
※企画提案書において提示された「2年目～5年目の保守料等のランニングコスト」を加味した総額で比較検討を行う。
- (4) 審査委員の採点を集計し、獲得点数の高い事業者から順に契約交渉相手方を選定する。なお、提案者が1者のみの場合は、審査委員の採点の平均点が60点以上であれば、その者を契約交渉相手方として選定する。
- (5) 書類及びプレゼンテーション審査は、令和7年7月23日（水）を予定している。
  - ア プレゼンテーションの時間  
30分以内（うち質疑応答：10分程度）
  - イ 出席者  
プレゼンテーションの参加人数員は3名以内とする。

#### ウ 使用備品

プレゼンテーション時に必要なプロジェクター等の使用機材、備品については、必要に応じて提案者にて用意すること。

### 1.3 審査結果

審査結果は、全参加者に公募型プロポーザル審査結果通知書により通知するが公開はしない。また、最優秀候補者とならなかった者からの、その理由について説明を求めることができる期間は、結果通知の日の翌日から起算して7日以内とする。

### 1.4 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は返却しない。
- (2) 提出後の差換え及び追加、削除は認めない。
- (3) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

### 1.5 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、甲賀市情報公開条例（平成16年甲賀市条例第15号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの最優秀候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とする。

### 1.6 その他

- (1) 言語及び通貨単位  
手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 費用負担  
書類作成及び提出にかかる費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。  
緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を市に請求することはできない。
- (3) 参加辞退の場合  
表明書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、所管課あてに提出すること。
- (4) 失格事項  
次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。  
ア 参加資格要件を満たしていない場合  
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合  
ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合  
エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合  
オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合  
カ 参考見積書の金額が業務見積額を超過した場合
- (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等の作成者に帰属するものとする。

ただし、受託者が作成した企画提案書等の提出書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託者にあらかじめ通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 異議申立て

参加者は、プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.7 問合せ先

甲賀市役所 市民環境部市民課

電話 0748-69-2137

FAX 0748-65-6338